

## ○令和元年度大阪市精神医療審査会の開催状況について

## ・大阪市精神医療審査会の概要

平成8年4月からの精神保健福祉法の大都市特例の施行に伴い、同法第12条に基づき、大阪市精神医療審査会を設置し、平成12年4月の大阪市こころの健康センター設立により、その事務局を同センターに置いた。

精神医療審査会は10名の委員で構成され2つの合議体に区分し、定期病状報告書等の審査及び退院・処遇改善請求等の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。なお、精神医療審査会の円滑な運営のために予備委員5名をおいている。

## ア 開催状況

合議体 審 査	平成31年 4月18日
	令和元年 5月17日
	令和元年 6月20日
	令和元年 7月19日
	令和元年 9月 5日
	令和元年 9月20日
	令和元年10月17日
	令和元年11月15日
	令和元年12月19日
	令和2年 1月17日
	令和2年 2月20日
	令和2年 3月13日

## イ 入院届・定期病状報告の審査状況

(件)

		医療保護入院 者の入院届	医療保護入院者 の定期病状報告	措置入院者の 定期病状報告	合 計
審 査 件 数		748	2	13	763
結 果	現入院形態が適当	748	2	13	763
	他の入院形態へ移行	0	0	0	0
	入院の必要なし	0	0	0	0

ウ 退院・処遇改善請求の審査状況

(件)

請求件数		結果	
退院請求 (うち処遇改善請求を含む)	34 (5)	現入院形態が適当	7 (1)
		他の入院形態へ移行	4
		入院の継続は適当でない	0
		取り下げ等	20 (4)
		請求審査中	3
処遇改善請求 (単独)	2	現処遇が適当	0
		現処遇が不適当	1
		取り下げ等	1

(3/16 現在)

エ 実地審査状況

入院後概ね3か月を経過した措置入院患者及び実地審査の必要があると認めた医療保護入院患者等を対象に、病状及び措置に関する実地審査を実施し、精神障がい者の人権尊重を基本とした適正な医療の確保に努めている。

(件)

	審査件数	結果		対象となった 病院数
		現入院形態が適当	他の入院形態へ移行	
措置入院	6	5	1	6
医療保護入院	5	5	0	5
任意入院	9	9	0	9
合計	20	19	1	20

(3/16 現在)